

仕様書

1 業務名

埋蔵文化財発掘調査重機掘削及び現場管理等業務（屯田西地区）

2 業務実施場所及び遺跡名

札幌市北区屯田町 1031-15 ほか

K498 遺跡（北海道教育委員会登載番号 A-01-498）

3 業務期間

自：令和5年(2023年) 5月15日

至：令和5年(2023年) 10月31日

4 本市係員

- (1) 本業務実施場所における埋蔵文化財発掘作業を担当する文化財調査員を本市係員とする。
- (2) 本市係員は、本業務の履行について確認を行い、発掘作業の進行との調整を図り、本業務に対して適切な指示を行うものとする。

5 現場代理人

- (1) 現場代理人は、土木施工管理技士1級又は2級を有するものとする。
- (2) 現場代理人は、本市係員が計画する発掘調査が円滑に進行するよう取り計らうものとする。
- (3) 現場代理人の業務は、業務実施場所における安全管理・衛生管理・危険防止・災害防止、重機による土木作業管理、仮設施設設置・維持・管理、出入口及び全ての仮設物の施錠・管理、出入者の確認・報告、発掘調査器材の準備・維持・管理、雨水の排水路設置・管理とする。

6 業務体制

- (1) 受託者は、以下の体制により、適切な人材を確保し、書面にて届け出るとともに、現場代理人を業務場所に配置すること。 本市係員 – 現場代理人
- (2) 現場代理人は、当該業務の専任者でなければならず、作業日において業務場所に常駐することを原則とする。
- (3) 現場代理人は、作業日・作業時間以外でも、責務に基づき必要とされる業務がある場合には、業務場所に勤務しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、現場代理人の日常的な健康状態の把握に努め、国、北海道、及び本市が示す新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症」という。）の感染予防の

取組を徹底した勤務環境を整備するとともに、現場代理人の感染症罹患等の影響で業務に支障を来すことのないように、予め代替スタッフを定める等のバックアップ体制を確保すること。

(5) やむを得ぬ理由で現場代理人を変更する場合には、書面にて届け出を行い、承認を得なければならないものとする。

7 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に必要な下記の書類を提出しなければならない。

なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出し、承認を得ることとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者等指定通知書
- (3) 現場代理人経歴書（健康保険証の写し及び資格証明書の写しを添付）
- (4) 業務費内訳書
- (5) 業務工程表
- (6) 業務費月額表

8 作業日

- (1) 発掘作業は、令和5年(2023年)6月1日～10月13日（予定）まで行うものとする。
- (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日は原則として作業を行わない。また、天候及びその他の事由で発掘作業を行わない場合がある。
- (3) 天候及びその他の事由で発掘作業を行わないときは、本市係員が現場代理人に通知する。
- (4) 土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日、及びその他作業を行わない日についても、必要に応じて受託者が現場の管理を行うものとする。

9 作業時間

- (1) 作業時間は、9時00分～17時00分とする。
- (2) 作業中の降雨等による作業の中止は、本市係員と現場代理人が協議して決定する。

10 業務内容

(1) 重機掘削等業務

ア　掘削等業務

表土・無遺物層の掘削及び積み込み
発掘発生土の集積・均し

構内移動・堆積

捨土運搬・処分

イ　掘削時安全管理業務

重機稼働時の安全管理

重機等の動線確保

(2) 現場安全管理等業務

ア　発掘調査区内の排水業務

雨水の処理のための排水設備設置

排水路の維持・管理

排水処理

イ　発掘調査区内、発生土堆積場の土埃飛散対策

発掘調査区内、発生土堆積場へのブルーシート敷設

ウ　発掘調査区の安全管理業務

発掘調査区内への転落防止設備設置・管理

エ　発掘調査器材の準備・管理

発掘調査器材（掘削用具等）の準備・維持・管理

(3) 仮囲い設置・管理業務

ア　発掘調査区域の確保

単管組防塵ネット仮囲いの設置・管理

安全標識看板の設置・管理

イ　発掘調査区域の維持・管理

出入口の施錠・管理

出入者の確認・報告

(4) 仮設事務所等設置・管理業務

ア　現場事務所等設置・管理業務

現場事務所の設置・維持・施錠・管理

仮設トイレの設置・維持・管理

器材庫の設置・維持・施錠・管理

イ　備品設置・管理業務

備品の設置・維持・管理

11 仕様

別紙重機掘削等業務仕様詳細、現場安全管理等業務仕様詳細、仮囲い設置・管理業務仕様詳細、仮設事務所等設置・管理業務仕様詳細、共通業務仕様詳細、札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

12 重機掘削等業務

(1) 重機掘削等業務については、別紙札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書に基

づき、業務を遂行すること。

- (2) 重機等の出入りにより出入口の路床を毀損しないよう、予め敷き鉄板などを設置するなど、十分配慮すること。
- (3) 重機等の通路には、必要に応じて敷き鉄板を敷設し、地層への影響、調査区外への泥引きが生じないよう十分配慮すること。
- (4) 重機掘削の範囲、日程については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (5) 掘削等に使用する重機は、国土交通省が指定する低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。
- (6) 重機の搬入及び搬出日程は、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (7) 捨土には以下の公共建設発生土受入先を使用すること。

札幌石狩砂利協同組合 新港中央 石狩市新港中央2丁目728-5ほか

13 現場安全管理等業務

- (1) 現場安全管理等業務における雨水による発掘調査環境の悪化を防止するための排水路の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (2) 現場安全管理等業務における転落防止設備の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (3) 現場安全管理等業務において準備する調査器材の内容・数量については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (4) 調査器材が、使用に際して不具合となつた場合は、速やかに代替器材等を用意するなどして対応すること。
- (5) その他必要な物品・資材についても、本市係員と協議のうえ、準備すること。

14 仮囲い設置・管理業務

- (1) 仮囲い設置・管理業務における仮囲いの設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (2) 仮囲い設置・管理業務で設置した仮囲いが、風圧、振動などで倒れることがないよう控え及び支えの設置に十分配慮すること。
- (3) 仮囲い設置・管理業務におけるゲート設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (4) ゲート設置位置には、ゲートの開閉や通行車両による路床への影響を考慮し、必要に応じて敷き鉄板等を設置すること。
- (5) 埋蔵文化財発掘調査標識及び工事車両出入口標識の設置位置については、本市係員と事前に協議を行い決定すること
- (6) 発掘調査区域の安全確保のため、出入口の施錠・管理を行い、併せて出入者の確認を行い、本市係員にその報告を行うこと。

15 仮設事務所等設置・管理業務

- (1) 現場事務所等管理業務とは、現場事務所の設置・維持・管理に関わる全ての事項を含むものとする。
- (2) 現場事務所等の電気設備は、低圧引き込みとし、照明器具、コンセント設備を行うものとする。現場事務所内のコンセント設備は、更衣室内の空気清浄機、畳敷き部分での扇風機、空気清浄機、掃除機、キッチンカプセルでの洗濯機、冷蔵庫、会議テーブルでのパソコン、プリンター等の使用を十分考慮した配置とし、必要に応じてテーブルタップで補うこと。また、調査区内の2ヵ所に屋外用コンセントを設置すること。
- (3) 現場事務所の水道設備は、25mm引き込みとし、蛇口は内側で2ヵ所、外側で12ヵ所設置すること。また、調査区内の2ヵ所にも蛇口を設置すること。
- (4) 現場事務所に伴う排水は地下浸透式とすること。
- (5) 現場事務所の外部に、汲み取り式トイレを3台設置すること。
- (6) 現場事務所等の設置位置及び諸設備の引き込みルートについては、事前に本市係員の承諾を得ること。
- (7) 現場事務所等の備品の配置場所については、本市係員と事前に協議を行い決定すること。
- (8) 現場事務所等の備品が、使用に際して不具合となつた場合は、速やかに代替品等を用意するなどして対応すること。
- (9) 本市係員の指示があつた場合には、「埋蔵文化財発掘調査補助業務」で行うフローテーションマシンの設置等に協力すること。
- (10) 現場事務所等の維持・管理には、光熱水費(上水道料金、電気使用料等)、役務費(塵芥収集費、トイレ汲み取り料金、産業廃棄物処理費等)、感染症の感染予防対策その他の消耗品費を含むものとする。
- (11) 現場事務所の規格及び配置は前年度と同じで、配水管から現場事務所までの給水管を残置させているため、その給水管を利用して水道設備を設置すること。なお、本年度の業務終了後には現場事務所に伴うすべての設備を撤去すること。

16 安全管理

- (1) 交通安全、災害、公害防止、防犯及び緊急時における連絡体制等については、所轄の労働基準監督署、警察署、消防署、周辺の医療機関及び緊急病院並びに道路管理者、関係官公署、地元関係者と緊密な連絡をとり、又は事前に把握し万全を期すこと。
- (2) 業務実施場所は北海道電力㈱の鉄塔及び送電線に隣接するため、現地における作業開始前に北海道電力㈱へ相談・申請を行うこと。
- (3) 気象情報に十分留意し、大雨・強風等の警報が発令された場合及びそれに準じた状況と判断される場合には、現場パトロールを実施し、災害等の未然防止に努めなければならない。
- (4) 業務施工中、別紙札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書の安全管理並びに法

令の遵守に係る定めを参考に、従事者、本市係員、第三者及びその財産の安全確保に努め、あらゆる事故を未然に防止するよう万全の措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には、応急処置等所要の措置を講ずるとともに、遅滞なく本市係員に報告すること。

- (5) 本業務実施中に既存施設等に損傷を与えた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (6) 発掘調査期間中の緊急連絡及び事務連絡用に携帯電話を用意し、本市係員に貸与すること。

17 感染症予防対策

- (1) 国、北海道、及び本市が発出する感染症の情報を常に把握し、感染症の拡大又は収束状況に応じて、本市係員と協議の上、適切な対策を講じること。
- (2) 対策を講じるにあたっては、国、北海道、及び本市が示す予防対策や建設業等の業界団体が策定するガイドラインの最新改訂内容を遵守し、換気や消毒、その他必要な予防措置を徹底すること。なお、ガイドライン等が廃止された場合は、その限りではない。

18 業務日誌及び業務報告

- (1) 現場代理人は、当該日の業務が終了した後、業務日誌を作成し、翌作業日に本市係員に提出し、そのまとめとして、月ごとに当該月分業務報告を提出すること。
- (2) 業務日誌には、その日の作業時間、業務内容、作業従事者の数、稼働した重機の数、その他必要と認められる事項を記載すること。
- (3) 当該月分業務報告には、業務日誌では確認しがたい当該業務の確認の証となる写真を添付すること。

19 その他

- (1) 現場代理人は現地集合とし、それに係る移動手段は問わないが、交通費等は支払いの対象としない。
- (2) 受託者は、本業務について、本仕様書または契約書に明示されていない事項についても、業務の性格上当然必要なものは、受託者の負担で施工するものとする。
- (3) 本市係員、従事者等が感染症に感染した場合は業務期間等を見直す場合がある。
- (4) その他全般について、本市係員との十分な協議結果に基づき、業務を遂行すること。

重機掘削等業務仕様詳細

1-1) 詳細内訳　掘削等業務

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削等	掘削・積み込み バックホウ クローラ型 山積み0.45m ³ (平積み0.35m ³)排出ガス対策型／620m ³ ：①表土310m ³ (3100m ² ×0.1m)、②表土・無遺物層310m ³ (3100m ² ×0.1m) (参考数値) ※地表面深さ0.1m(①表土)とその下の深さ0.1m(②表土・無遺物層)を分けて掘削する。①の表土は外部搬出・捨土とし、②表土・無遺物層は構内移動・堆積とする。 捨土均し バックホウ クローラ型 山積み0.45m ³ (平積み0.35m ³)排出ガス対策型／②表土・無遺物層310m ³ (参考数値)	h	36	
	集積 バックホウ クローラ型 山積み0.45m ³ (平積み0.35m ³)排出ガス対策型／人力掘削土660m ³ (参考数値)、延べ19週×1.5回×4h(参考数値)	h	114	稼働時間：28.5日×4h
	ダングルトラック 10t普通 公道、D I D区間あり ①表土310m ³ (3100m ² ×0.1m) (参考数値)	h	67	
捨土均し	公共建設発生土受入/①表土310m ³ (参考数値)	m ³	310	
構内移動・堆積	クローラダンプ 10t、片道0.5km以下／②表土・無遺物層310m ³ (3100m ² ×0.1m) (参考数値)	h	17	
	クローラダンプ 1t、片道0.5km以下／人力掘削土660m ³ (参考数値)	h	235	

1-2) 詳細内訳　建設機械等運搬業務

名称	規格	単位	数量	摘要
重機運搬	バックホウ (片道) 20t積み 20km迄、バックホウ普通 ※②表土・無遺物層の掘削及び積み込時はバックホウ2台を稼働	回	4	
重機運搬	クローラダンプ 10t (片道) 20t積み 20km迄	回	2	
重機運搬	クローラダンプ 1t (片道) 2t積み 20km迄	回	2	

1-3) 詳細内訳　仮設業務

名称	規格	単位	数量	摘要
敷鉄板敷設・撤去(1)	22×1524×6096mm(1.6t) 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定）	枚	20	
敷鉄板敷設・撤去(2)	22×1524×6096mm(1.6t) 使用期間：令和5年6月1日～6月9日（延べ9日間）（予定）	枚	30	

現場安全管理等業務仕様詳細

2-1) 詳細内訳 調査区内雨水・湧水処理

名称	規格	単位	数量	摘要
排水設備設置	設備1式 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日 設備内訳（参考数量） 工事用水中ポンプ 口径50mm、揚程10m、0.75kw以上 6台 サニーホース 300m 防水コードリール 30m防水加工・漏電遮断機能付き 8台 雨水処理費含む	式	1	

2-2) 詳細内訳 調査区内転落防止措置

名称	規格	単位	数量	摘要
転落防止設備設置	設備1式 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 設備内訳（参考数量） カラーコーン 700mmH、1kg 26個 コーンバー 34mm径×2000mm 25本 トラロープ 1000m 鉄筋 1.4m、13m/m キャップ付き 150本	式	1	

2-3) 詳細内訳 調査器材準備・管理

名称	規格	単位	数量	摘要
調査器材準備	設備1式 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 器材内訳（参考数量） スコップ 25本 ジョレン 25本 移植ゴテ 25本 手グワ 25本 み 40個 むしろ 250枚 土嚢袋 2500枚 根切鉄 20本 竹べら 20本 炉ぼうき 10本 噴霧器 3台 脚立 2台 ブルーシート 85枚 一輪車（浅型） 15台 折りたたみテント（3.0m×3.0m）（三方幕1枚・重し4個含む） 1張 運動会用テント（5.4m×3.6m）（重し4個含む） 1張 連絡用器材（携帯電話） 1台	式	1	

2-4) 詳細内訳 運搬

名称	規格	単位	数量	摘要
設備運搬	往復	式	1	

仮囲い設置・管理業務仕様詳細

3-1) 詳細内訳 単管組防塵ネット仮囲い設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
設置及び撤去	H=1.8m×L=505m 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日	m	505	

3-2) 詳細内訳 ゲート設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
ゲート設置・撤去	H=1.8m×L=7.3m 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日 1組	組	1	

3-3) 詳細内訳 安全標識設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
立入禁止標識、埋蔵文化財調査及び工事車両出入口標識設置・撤去	立入禁止マンガ標識シール(300×600mm) 25枚 埋蔵文化財調査及び工事車両出入口標識（木製、蛍光、550×1400mm）1枚 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日	式	1	

3-4) 詳細内訳 運搬

名称	規格	単位	数量	摘要
資材運搬	往復	式	1	

仮設事務所等設置・管理業務仕様詳細

4-1) 詳細内訳 仮設事務所設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
本体リース工事	38坪（ユニットハウス72型7連棟・キッチンカブセル1棟） 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日	式	1	
内外装設備工事	間仕切り、ベニヤフランシュ戸、たたみ、たたみ上がり框、雨具掛け、スノコ、更衣室Pベット貼り、カーテン、台輪・木板、仮設電気			

4-2) 詳細内訳 器材庫設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
本体リース工事	30型シャッターhaus 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日	式	1	
内装設備工事	木製棚			

4-3) 詳細内訳 仮設トイレ設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
本体リース工事	汲み取り式3台 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日	式	1	
外装設備工事	トイレ囲い			

4-4) 詳細内訳 備品設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
備品設置・撤去	備品1式 使用期間：令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定） 【参考】設置作業：令和5年5月15日～5月31日、撤去作業：令和5年10月14日～10月31日 備品内訳 電気ポット(2.5㍑) 6個、 ライシンク 3槽型 2台、 スチール製棚 1800×450×1800 10台、 会議テーブル 1800×450×700 12台(運動会テント用含む)、 座卓テーブル 1800×450×300 12台(作業用含む)、 飛沫防止アクリル板(座卓テーブル用450幅12個、会議テーブル用計1800幅2個) パイプ椅子 24脚、 オープン型シューズボックス 1006×300×1600 4台 ゴミ箱(40㍑)6個 壁掛け時計 2台、 ホワイトボード 表月行事 1台、 ラーフルセット 黒・赤・青・ラーフル各1、 冷蔵庫 200㍑ 1台、 洗濯機 全自動型4.2kg 1台、 掃除機 1台、 扇風機 4台、 エアコン 4台、 空気清浄機 4台、 業務用ハンガーラック(スチール製幅160cm) 5台 靴洗い器 6槽 消火器 4型 1台、 急救箱 1個、 担架 1台、 テーブルタップ(5m) 4本		1	

4-5) 詳細内訳 電気設備工事

名称	規格	単位	数量	摘要
電源工事		式	1	
北電申請		式	1	
撤去工事		式	1	

4-6) 詳細内訳 仮設給排水設備設置・撤去

名称	規格	単位	数量	摘要
内外部給水工事	R4に残置した給水管を利用。手洗、足洗、現場内への給水を含む。	式	1	
内外部排水工事	浸透溝に連結した上で地下浸透式とする。	式	1	
撤去工事		式	1	

4-7) 詳細内訳 運搬

名称	規格	単位	数量	摘要
仮設事務所運搬	往復	式	1	
仮設事務所内装資材運搬	往復	式	1	
器材庫運搬	往復	式	1	
仮設トイレ運搬	往復	式	1	
備品運搬	往復	式	1	
電気設備運搬	往復	式	1	
給排水設備運搬	往復	式	1	

共通業務仕様詳細

5-1) 詳細内訳 維持管理業務

名称	規格	単位	数量	摘要
維持・修理	令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定）	式	1	
点検・管理	令和5年6月1日～10月13日（延べ135日間）（予定）			

5-2) 詳細内訳 安全管理業務

名称	規格	単位	数量	摘要
交通誘導警備員	延べ18日×1人 重機・物品運搬、外部搬出時	人	18	

札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財掘削等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。本仕様書のほか、札幌市建設局「札幌市土木工事仕様書」を参考とし、工程管理を行うものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

掘削等：バックホウによる掘削をはじめブルドーザによる押土・盛土、ダンプトラック等による運搬、捨土、人手掘削までのすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焚き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

遺物包含層：土器・石器等が発見される層をいう。

調査区：掘削等を行う地区全体を指す場合と $10 \times 10\text{ m}$ 等に分割した区画をいう場合とがある。

表土等：アスファルト・コンクリート舗装、碎石、盛土、攪乱層および遺構・遺物を含まない二次堆積層などを総称している。

攪乱：近代・現代の人々による掘削等の行為の跡で面的に広がりのある場合を攪乱層といい、掘込んで穴になっている場合を攪乱坑という。

二次堆積層：遺跡が形成された後に洪水等により堆積した層をいう。

業務仕様

1 安全管理

(1) 掘削・埋戻等の作業中は騒音・振動・塵埃等の発生の防止に努め、第三者からの苦情がでないように注意し、苦情があった場合は誠意をもって解決しなければならない。

(2) 重機・資材・残土・埋め戻し土の搬入出等の車両が、一般道路から出入りする場合には、交通安全対策・道路清掃に十分注意するとともに、交通誘導警備員を配置しなければならない。また、必要と認められる箇所には、標示板およびバリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協

力を求めなければならない。

- (3) 業務中の事故を未然に防止するように万全の措置を講じ、万一業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与えた事故が発生した場合には、応急の処置等所要の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を係員に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。

2 掘削業務

- (1) 重機のオペレーターは、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 掘削等に使用する建設機械の選定にあたっては、自然環境への負荷や現場周辺の生活環境に配慮しなければならない。
- (3) 掘削等に使用する機種は、掘削にはバケットに平爪を装着したバックホウを使用し、重機及び人手掘削残土の集積、搬出にはブルドーザ、ダンプトラック等を使用することとし、使用機種等は、係員の承諾を得なければならない。
- (4) 表土等の掘削にあたっては、埋蔵文化財の調査であることを十分に認識し、遺構を破壊し、かつ遺物が排土とともに排出されることのないよう万全の注意を払い、常に係員に確認をとりながら実施しなければならない。
- (5) バックホウ等の重機は、在来地盤を後退しながら掘削し、一旦掘削した地区には係員の指示なく重機を進入させてはならない。
- (6) 遺物包含層までの表土等の深さが30cm以上ある場合は、通常の土木工事の仕様により掘削し、30cm未満の場合は、係員の指示のもとに慎重に掘削しなければならない。
- (7) バックホウのバケットより大きな攪乱坑は、係員と協議の上、調査深度まで除去する。その場合、攪乱坑の周囲の遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に掘削しなければならない。
- (8) 構築物の基礎等が残存している場合には、バックホウのバケットで解体できるもので調査予定深度より浅い場合は、遺構・遺物に影響を与えないように慎重に解体・撤去し、調査予定深度より深い場合は、係員と協議の上処置しなければならない。
- (9) 遺物が発見された場合は、発見の位置、標高の記録、出土状態の実測、写真撮影等調査手順に従って作業を進めるため、みだりに掘り出してはならない。万一、元の位置から移動した遺物が生じた場合には、係員に報告し、所定の手順により処理する。
- (10) 遺構と思われる土層の変化を認めた場合は、一ヵ所を深く掘り込まずに平面の広がりを確認しなければならない。
- (11) 遺物包含層・遺構の発見される層は、人手による掘削を原則とし、重機で掘削してはならない。重機による掘削の必要が生じた場合には、係員の指示のもとに慎重に掘削し、遺構・遺物を発見した場合または土質や色調の変化が認められた場合には、直ちに掘削を中止しなければならない。
- (12) 重機掘削による残土は、場内または場外の指定の場所に集積または捨土し、飛散・流出等のないように措置しなければならない。
- (13) 場内に一時的に仮置きをした人手掘削による残土は、係員の指示により作業

の支障とならないように、場内または場外の指定の場所に集積または捨土しなければならない。なお、人手掘削と平行して作業を行う場合は、安全対策を実施すること。

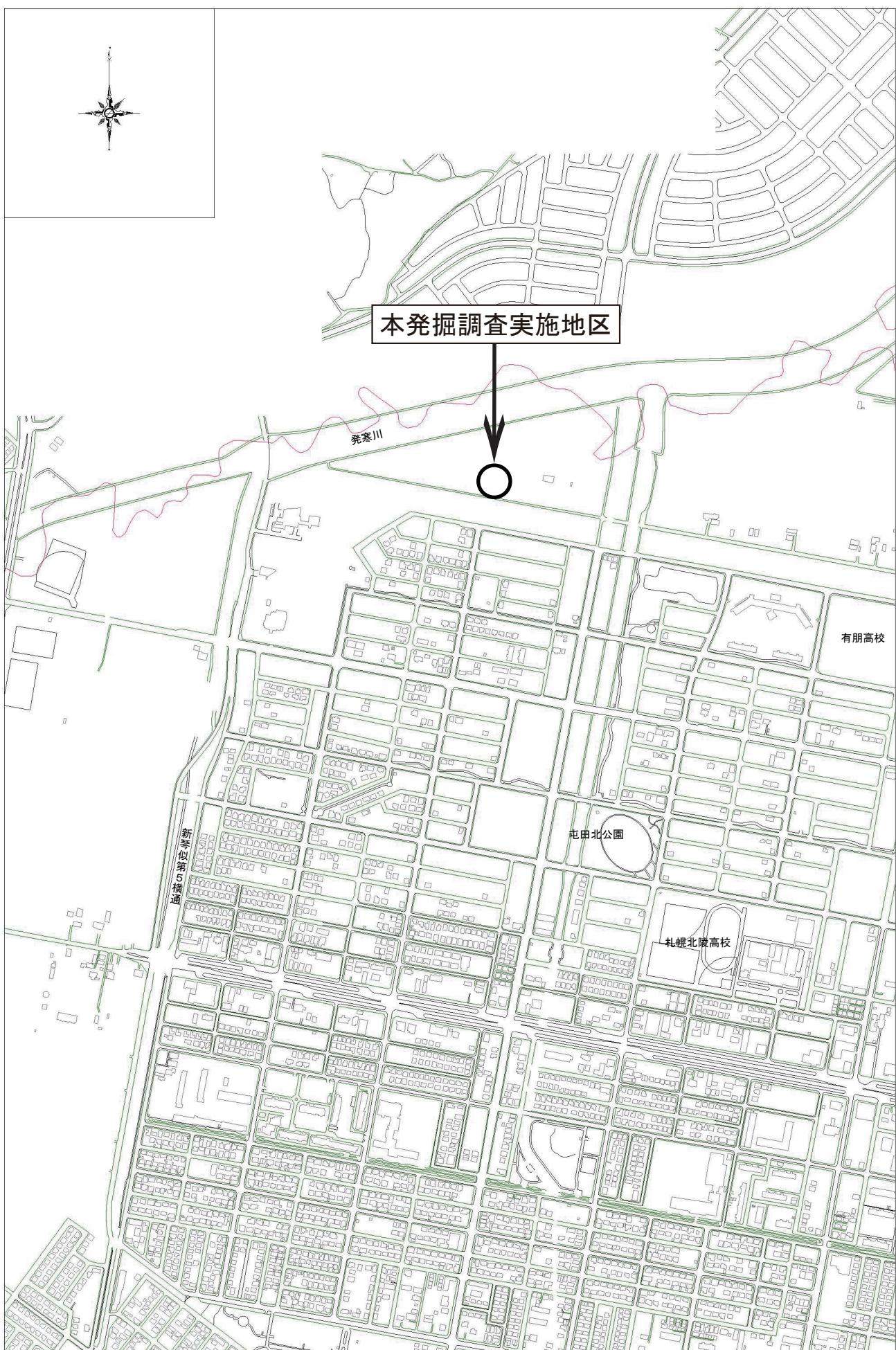
- (14) 埋戻しの期間は、係員と協議の上決定し、仮置き掘削残土または別に指定する土砂等を使用し埋め戻しを行う。また、埋め戻し後の土砂の流出・陥没などが生じないようにしなければならない。

3 法令の遵守

- (1) 掘削等にあたっては、「土木安全施工技術指針」を参考にし業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考として業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止しなければならない。
- (2) 市街地における業務にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (3) 道路占有許可等業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (4) 本仕様書にかかわらず、「建設業法」、「労働基準法」、「職業安定法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働災害保健法」、「公害対策基本法」、「道路交通法」等の関係諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図らなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

4 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。

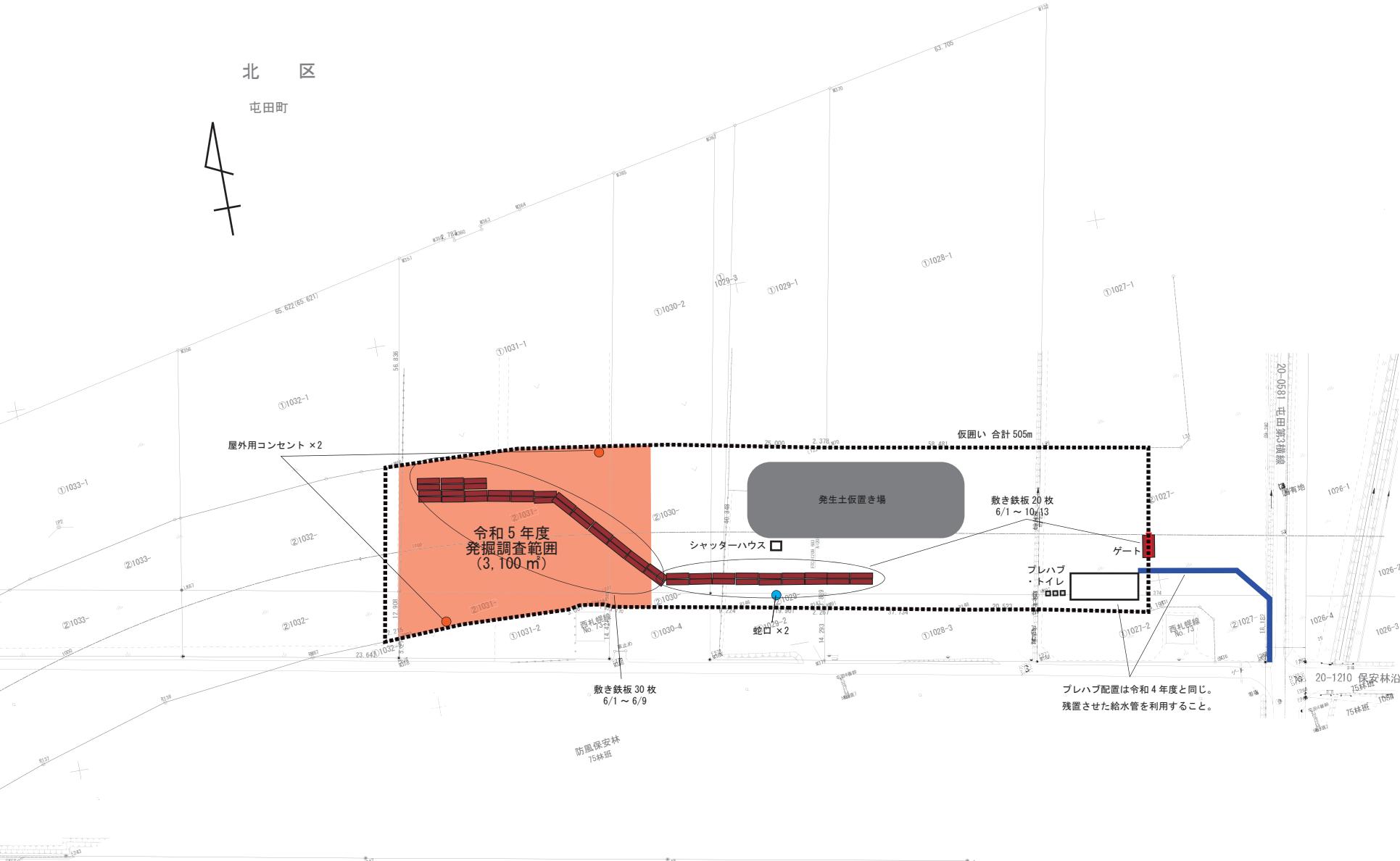


位置図

S=1/10,000

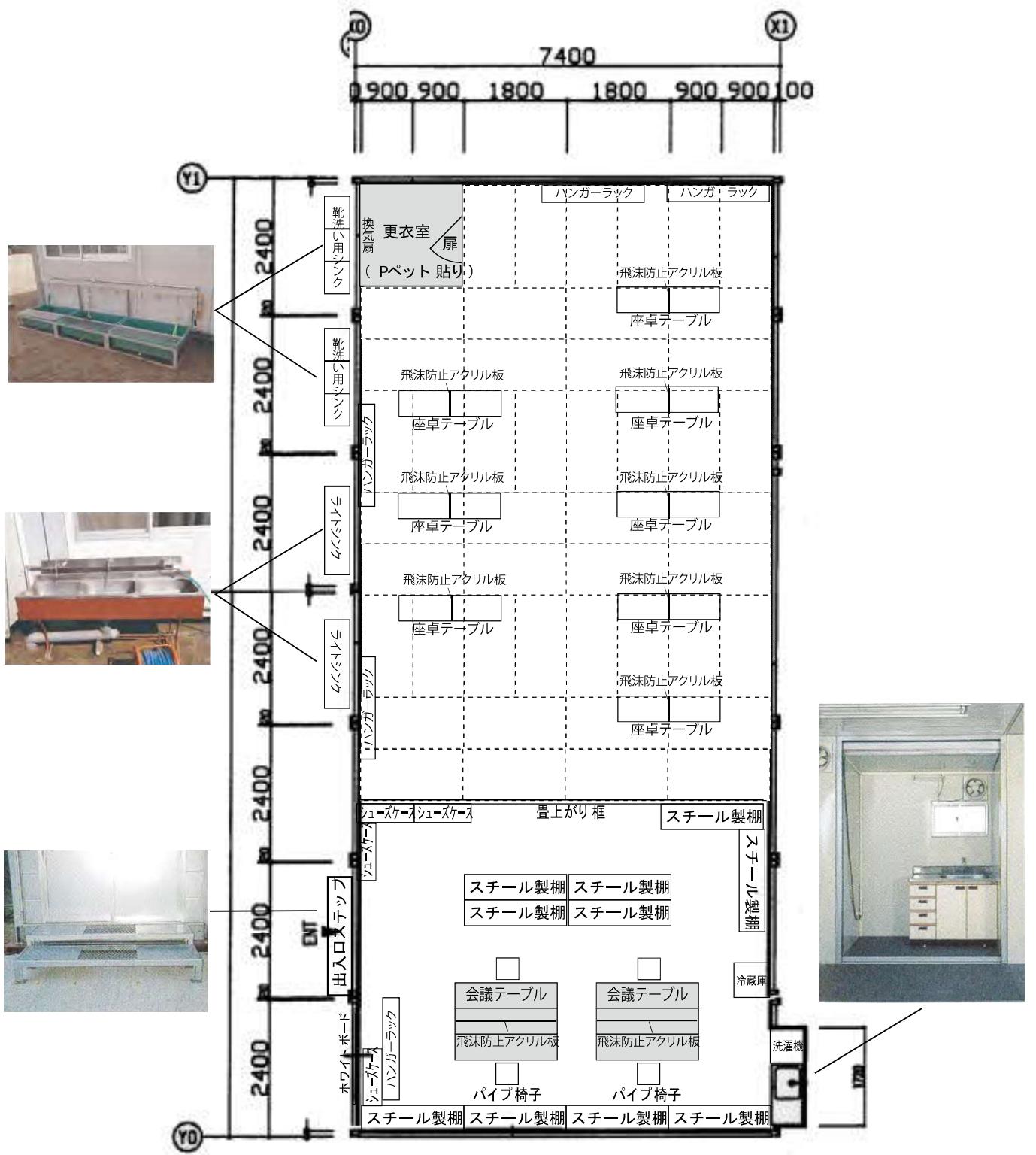
北 区

屯田町



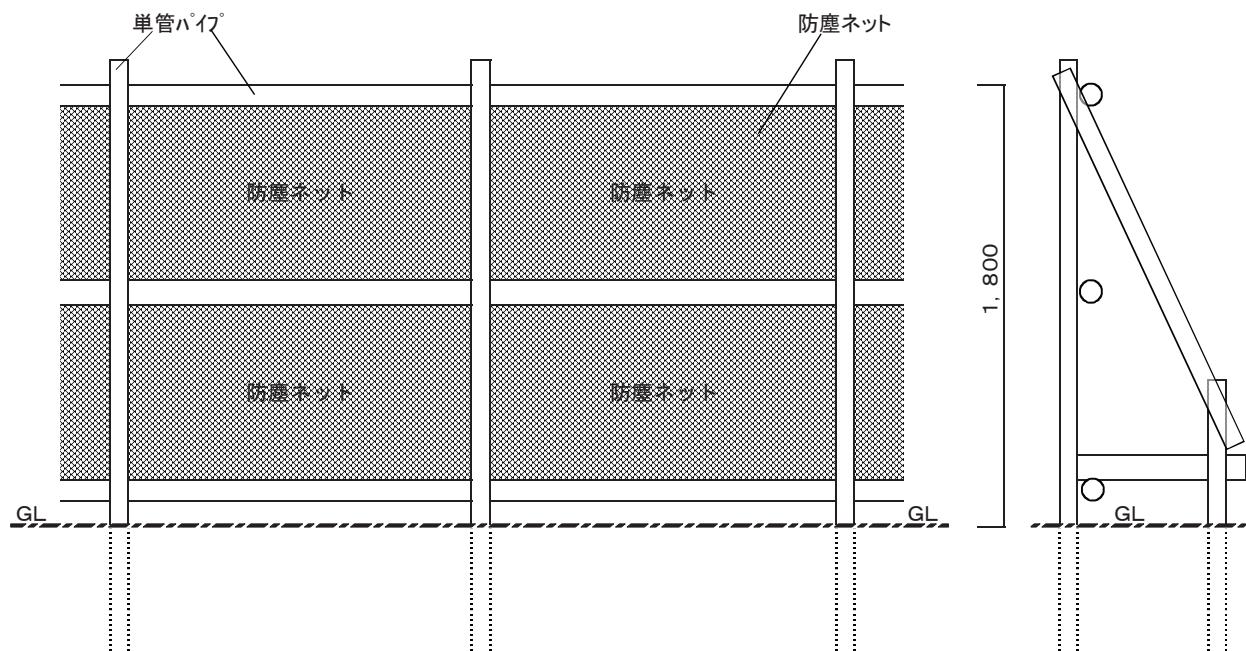
詳細図（令和5年度）

S=1/1500

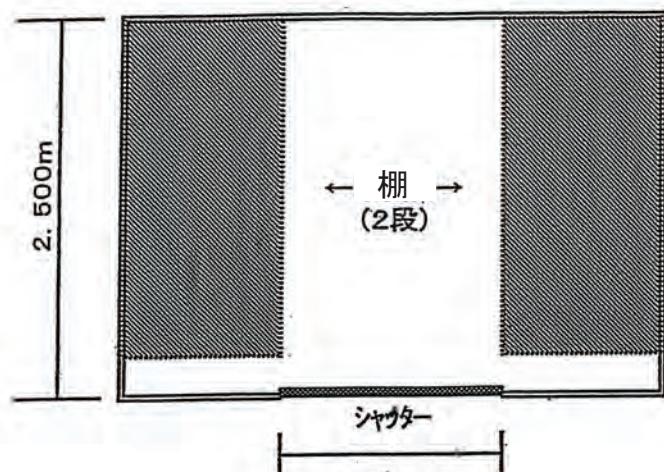


72型ユニットハウス7連棟平面図(参考)

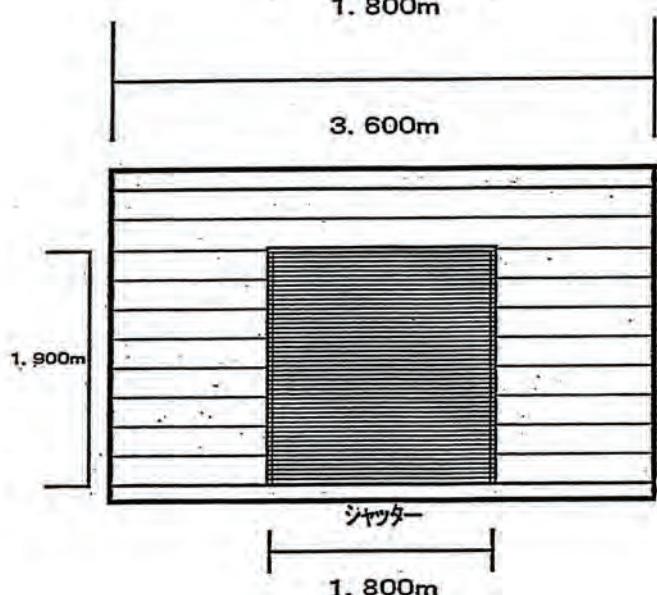
防塵ネット仮囲い詳細(参考図)



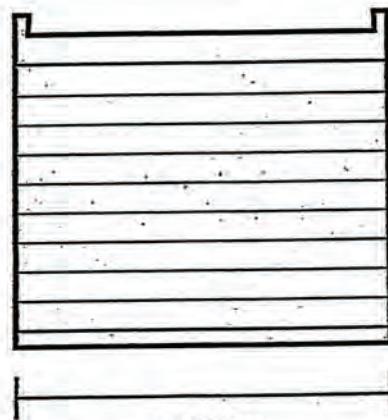
30型シャッターハウス (参考図)



平面図



立面図
(正面)



立面図
(側面)

仮設トイレ参考図

